

第5回労働協約交渉**乗務員勤務・諸手当について交渉**

在宅休養時間を確保すること

- ☆ 安全安定輸送の確保に直結する乗務員労働の特殊性を鑑みて、在宅休養時間を確保すべきである。

予備勤務者は、労基法32条の2の勤務とすること

- ☆ 予備勤務全般を労基法40条を適用せずに、一定期間待機の状態の勤務に限り労基法40条を適用すべきである。

退職金は2020万円とすること

- ☆ 国鉄採用者は昇進しなければ年間ポイントが少ない、現行制度の最低保証額2020万円を補償すべきである。

職務手当は、旧制度の特殊勤務手当額を下回らないこと

- ☆ 職種によって手当が下がることがあってはならない。減額となった職務手当は見直すべきである。

**職場三大要求の獲得めざして、みんな
で議論し、みんなで行動しよう！**

国 労 東 海 か べ 新 聞

国鉄労働組合東海本部 編集責任者：一柳 弘一